

ざいりゅう し かく けいえい かんり
在留資格「経営・管理」
オリエンテーション



Q 日本人の雇用は必須ですか？

A 常勤職員が1名必要ですが、日本人でなくても大丈夫です。もし申請者本人が日本語能力の資格を持っているなら、更新時に証明書を一緒に提出してください。

Q 令和10年までに基準を満たせなかったらどうなりますか？

A 経営状況、法人税の納付状況、新しい基準を満たす見込み等を見て判断します。

Q 経営・管理ビザの在留期間は1年が一般的ですか？

A 在留期間は審査によって決まります。大規模で経営が安定している会社なら、3年や5年の場合もあります。

Q 店を2軒所有しています。資本金の3,000万円は1店舗ごとの額ですか？ それとも2店舗の合計額ですか？

A 1つの法人、つまり登記簿が1つなら合計額です。複数の会社を営んでいるなら、一社ごとの額になります。

Q 在留資格「経営・管理」を持っていますが、日本語の読み書きが苦手です。検定も特に取っていませんが、永住許可申請はできますか？

A 語学力の証明を持っていなくても、20年以上の在留歴があること、日本で義務教育を修了し、高校を卒業していること、または日本の大学等を卒業していることのいずれかに該当していれば問題ありません。